



第21期
定時株主総会

招 集
ご通知

開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時15分

開催場所

石川県白山市古城町305番地

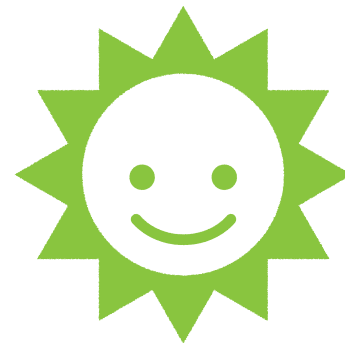
白山市松任学習センター プララ
1階 コンサートホール

議 案

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

MANAGEMENT PHILOSOPHY

経営理念



株式会社 サンウェルズ
SUNWELLS

自らが輝き、人を元気にする

私たちサンウェルズは、パーキンソン病専門施設「PDハウス」の運営をはじめとした事業展開により、医療・介護を取り巻く社会問題、社会課題の多面的な解決に挑戦します。

一つ. / 福祉の職場をもっと魅力的に！

私たちサンウェルズは夢と誇りを持って志事に取り組み、皆があこがれる業界づくりにチャレンジします。

二つ. / 介護サービスに進化と変化を！

私たちサンウェルズは介護の常識にとらわれることなく、利用者様の立場に立ったより良いサービスづくりにチャレンジします。

三つ. / 未来を作る「人」を育成する！

私たちサンウェルズは仕事を通じてクリエイティブに発想し、自ら行動する「輝く大人」づくりにチャレンジします。

ミッション **MISSION**

株主各位

2026年6月11日
石川県金沢市二宮町15番13号
株式会社サンウェルズ
代表取締役社長 苗代 亮達

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社は、2025年2月7日に公表いたしましたとおり、過年度において一部で診療報酬に関する不適切な請求が行われていた事案につき、当社より独立した社外の専門家を委員とする特別調査委員会による調査を実施し、その調査報告書及び再発防止策を公表しております。

その後、2025年2月12日付「再発防止策の策定及び関係者の処分に関するお知らせ」及び同年11月14日付「（開示事項の経過）再発防止策の進捗に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会の提言を踏まえて策定した再発防止策の実行により、ガバナンス及び業務運営体制の見直しを進めてまいりました。

内部統制及び運営体制の強化は着実に進展しているものの、再発防止策の実行に伴うサービス提供体制・運営体制の見直しに加え、当事業年度における新規施設開設に伴う初期費用や人員配置費用の増加等により、当事業年度における収益性は大幅に低下いたしました。

当社としては、この状況を真摯に受け止め、利用者様へのサービス提供の継続、従業員の雇用と現場運営の安定を重視しつつ、持続可能な事業構造への転換とガバナンス体制の更なる強化に取り組んでまいります。

このような状況を総合的に勘案した結果、期末配当については、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

ご期待に沿えなかったことを重く受け止めており、株主の皆様には、これまでのご支援に十分お応えできなかったことを、重ねてお詫び申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第21期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://sunwels.jp/pdh/ir/ir-stock/ir-meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンウェルズ」または「コード」に当社証券コード「9229」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月26日（金）午前10時
2 場 所	白山市松任学習センター プララ 1階 コンサートホール 石川県白山市古城町305番地
3 目的事項	〔報告事項〕 第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告及び計算書類の内容報告の件 〔決議事項〕 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	次頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 株主の皆様へ交付する書面からの省略事項	本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。 1. 会社の新株予約権に関する事項 2. 会計監査人の状況 3. 株主資本等変動計算書 4. 計算書類の個別注記表
6 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	（1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 （2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社役員及び運営スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただく予定です。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
 - 本総会における決議結果につきましては、本総会終了後、下記の当社ウェブサイトに掲載いたします。
- 当社ウェブサイト (<https://sunwels.jp/pdh/ir/ir-stock/ir-meeting/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時15分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するようご返送ください。）

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
×××年××月××日

議決権の数	XX股
-------	-----

1. _____
2. _____

ロサイン欄QRコード
ロサインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
QRコード XXXXXX

見本
○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議 案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

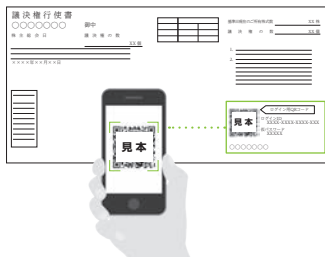
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、当社取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位			
1	あたらし 新 俊彦	社外取締役	再 任	社 外	独 立
2	うえ の 上 野 英 一	取締役 コーポレート本部長	再 任		
3	なわ しろ 苗 代 亮 達	代表取締役社長	再 任		
再 任	再任取締役候補者		社 外	社外取締役候補者	
			独 立	証券取引所の定めに基づく独立役員	

候補者 番 号		1		略歴、当社における地位及び担当	
あたらしとしひこ 新 俊彦 (1968年11月2日) 所有する当社の株式数… 0株		1992年 4月	厚生省（現厚生労働省）入省	2020年 8月	内閣府食品安全委員会事務局 総務課長
		2001年 7月	京都府保健福祉部高齢化対策 課長	2022年 3月	退官
		2011年 2月	厚生労働省年金局事業管理課 システム室長	2022年 4月	クラノス株式会社 代表取締 役（現任）
		2011年10月	厚生労働省年金局事業管理課 給付事業室長	2022年 9月	オージーウエルネスホールデ ィングス株式会社 社外取締 役（現任）
		2013年 7月	内閣法制局参事官（第一部）	2025年11月	当社社外取締役（現任）
	2016年 4月	国立社会保障・人口問題研究 所企画部長			
再 任					
社外取締役		重要な兼職の状況			
独立役員		クラノス株式会社 代表取締役 オージーウエルネスホールディングス株式会社 社外取締役 社会福祉法人尚徳福祉会 理事			
取締役候補者とした理由					
新俊彦氏は、厚生労働省をはじめ、地方自治体、環境省、内閣府、内閣法制局等における豊富な行政経験を通じて、介護・医療分野に関する政策、法制度及び事業環境に対する高度な知見と実績を有しております。 また、当社社外取締役就任後は、独立した客観的な立場から取締役会に参画し、経営戦略、事業運営、リスク管理、ガバナンス及び行政・制度対応等に関して有益な助言・提言を行うなど、取締役会の実効性向上に貢献してまいりました。 今後は、代表取締役として、同氏の有する専門的知見及び当社事業への理解を活かし、ガバナンス体制の強化、内部統制の実効性確保、持続可能な収益構造への転換、ステークホルダーとの信頼関係の再構築、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための経営の基本方針及び戦略の策定・実行を主導するとともに、利用者様へのサービス提供の継続及び従業員の雇用・現場運営の安定を重視した経営を推進するため、適切なガバナンス体制の下で迅速かつ的確な意思決定及び業務執行の統括を行うことができると判断し、取締役候補者としたしました。					

（注）新俊彦氏の「社外取締役」及び「独立役員」の表示は、本招集通知発送日時点における地位及び届出状況を記載したものです。同氏は、本総会後の取締役会において代表取締役社長に選定される予定であり、当該選定後は社外取締役及び独立役員には該当しない予定です。

候補者
番 号

2

うえ の えい いち

上 野 英 一

(1953年7月21日)

所有する当社の株式数…

45,000株

再 任

略歴、当社における地位及び担当			
1976年4月	株式会社北陸銀行 入行	2016年6月	EIZO株式会社 社外取締役 (監査等委員)
1997年1月	同行 八尾支店長	2018年7月	当社社外取締役
1999年6月	同行 東大阪支店長	2018年10月	当社常勤監査役
2002年4月	同行 黒部支店長	2019年7月	当社取締役総務経理部長
2004年6月	同行 石川地区事業部副本部長兼金沢支店長	2022年6月	当社常務取締役総務経理部長
2006年6月	同行 福井地区事業部副本部長兼福井支店長	2023年4月	当社常務取締役管理本部長
2008年6月	同行 常任監査役	2025年2月	当社取締役管理本部長
2009年6月	EIZO株式会社 常勤監査役	2025年4月	当社取締役コーポレート本部長（現任）
重要な兼職の状況			
—			

取締役候補者とした理由

上野英一氏は、金融機関及び事業会社において、常勤監査役、社外取締役、管理部門責任者等を歴任してきた経験から、金融、財務、内部管理及び企業経営全般に関する深い見識を有しております。

現在の当社の経営環境を踏まえ、財務基盤の安定化、金融機関との関係維持、内部統制及び管理体制の強化を推進する上で、同氏の経験と知見が必要であると判断したため、引き続き、取締役候補者となりました。

候補者
番 号

3

苗代 亮達

(1973年7月20日)

所有する当社の株式数…
3,904,700株

再 任

略歴、当社における地位及び担当			
1999年12月	有限会社アイテム商業建築研究所（株式会社アイテム）入社	2011年4月	当社代表取締役社長（現任）
2002年3月	株式会社アイテム代表取締役	2013年10月	株式会社SUN加圧スタジオを会社分割により設立 代表取締役
2006年9月	株式会社ケア・コミュニケーションズ（現：当社）設立 代表取締役	2014年9月	株式会社SUN整骨院設立 代表取締役
2007年7月	株式会社セントラルケアスタッフ設立 代表取締役	2015年2月	株式会社SUNエステート設立 代表取締役
2008年5月	株式会社サライ設立 取締役	2015年7月	株式会社サンメディカルサポート設立 取締役
2010年7月	社会福祉法人達樹会設立 理事長	2017年3月	株式会社杏設立 代表取締役（現任）
2011年1月	株式会社サライ 代表取締役		
重要な兼職の状況			

株式会社杏 代表取締役

取締役候補者とした理由

苗代亮達氏は、当社の創業者であり、代表取締役社長として長年にわたり当社事業を牽引してきたことから、当社事業及び組織運営に関する豊富な知識と経験を有しております。今後は、代表取締役社長を退任し、業務執行を担わない取締役として、同氏の有する豊富な経験と知見を活かし、取締役会における審議を通じて経営に対する牽制及び監督機能の発揮に注力することが、当社のガバナンス体制の強化及び取締役会の実効性向上に資するものと判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 苗代亮達氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
- (注) 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注) 3. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2026年3月31日）現在の株式数を記載しております。
- (注) 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員の状況（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

【参考】各取締役の経験・専門性

当社は、持続的な成長に向けた実効性のある企業統治体制を確立するため、幅広い事業経験及び多岐にわたる高度な専門性、知見を有する取締役を選任しております。

議案が原案どおり承認されますと、当社の取締役の構成並びに経験と専門性は次のとおりとなります。

役 職 名	氏 名	経営戦略	財務会計	人事労務	法務・コンプライアンス	サステナビリティ・ESG	ICT	医療介護制度対応
代表取締役	新 俊彦	●		●	●	●	●	●
取 締 役	上野 英一		●		●	●	●	
取 締 役	苗代 亮達	●	●	●		●		
社外取締役 常勤監査等委員	山本 英博		●		●		●	
社外取締役 監査等委員	畠 善昭	●	●			●		
社外取締役 監査等委員	中西 祐一			●	●	●		
社外取締役 監査等委員	中島 恵子	●	●			●		

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や堅調なインバウンド需要を背景に、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方で、物価上昇の継続による個人消費の伸び悩みや米国の関税政策の影響による景気後退が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連する介護及び医療環境につきましては、団塊の世代が75歳以上の高齢者となった現在の社会状況を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの深化・推進）に向けた取り組みが進められております。地域に関わらず適切な医療・介護が受けられる体制が求められ、質の高い在宅医療・訪問看護の確保が重要となってきました。さらに、指定難病においてはその専門性を有することから、専門病院や専門介護のニーズが今後ますます高まっていくものと考えております。

このような環境のもと、当社はパーキンソン病専門施設「PDハウス」を中核事業として全国展開を加速させてきました。当事業年度においては、以下の13施設（定員数合計745名）を新規開設し、「PDハウス」施設数は合計で56施設（定員数合計3,070名）となりました。

第21期開設13施設の名称	所在地	定員数	開設年月
PDハウス桜山	愛知県名古屋市	50名	2025年5月
PDハウス大津	滋賀県大津市	53名	2025年6月
PDハウス岡山辰巳	岡山県岡山市	51名	2025年6月
PDハウス浜松和合	静岡県浜松市	54名	2025年7月
PDハウス石神井公園	東京都練馬区	83名	2025年8月
PDハウス稲毛	千葉県千葉市	54名	2025年8月
PDハウス東浦和	埼玉県さいたま市	62名	2025年8月
PDハウス清田	北海道札幌市	54名	2025年9月
PDハウス中央林間	神奈川県大和市	66名	2025年9月
PDハウス宇都宮細谷町	栃木県宇都宮市	60名	2025年10月
PDハウス岐阜	岐阜県岐阜市	54名	2025年10月
PDハウス鳳	大阪府堺市	59名	2025年12月
PDハウス中野白鷺	東京都中野区	45名	2026年2月

一方で、2025年2月12日付「再発防止策の策定及び関係者の処分に関するお知らせ」及び同年11月14日付「（開示事項の経過）再発防止策の進捗に関するお知らせ」のとおり、再発防止策の実行による運営体制の見直しを行った結果、収益性は一時的に大幅に低下いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は28,136百万円（前事業年度比6.2%増）、営業損失は1,223百万円（前事業年度は1,114百万円の営業利益）、経常損失は2,168百万円（前事業年度は388百万円の経常利益）、当期純損失については1,656百万円（前事業年度は925百万円の当期純損失）となりました。

なお、当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

売上高	前事業年度比	経常損失	前事業年度比
281億36百万円	6.2%増 	21億68百万円	—
営業損失	前事業年度比	当期純損失	前事業年度比
12億23百万円	—	16億56百万円	—

(2) **設備投資の状況**

当事業年度の設備投資等の総額は9,254百万円（前事業年度比48.3%増）であります。これは主に、新規開設にかかる有形固定資産の取得であります。

(3) **資金調達の状況**

当社は、2026年2月13日に、代表取締役からの財務基盤の強化を目的とした寄付の受入れにより、1,000百万円の資金調達を行いました。

(4) **事業の譲渡、吸収合併分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(6) **重要な親会社及び子会社の状況**

該当事項はありません。

(7) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第18期 2023年3月期	第19期 2024年3月期	第20期 2025年3月期	第21期 2026年3月期
売 上 高	13,236百万円	20,107百万円	26,496百万円	28,136百万円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	674百万円	1,720百万円	388百万円	△2,168百万円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	312百万円	802百万円	△925百万円	△1,656百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	11円10銭	26円61銭	△29円12銭	△51円07銭
総 資 産	19,260百万円	31,591百万円	38,994百万円	45,633百万円
純 資 産	4,655百万円	5,198百万円	8,616百万円	6,972百万円
1株当たり純資産額	155円78銭	171円86銭	265円69銭	214円97銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、小数点第3位を切り捨てて表示しております。
4. 第20期より会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、第19期以前については遡及修正後の数値を記載しております。
5. 第18期から第19期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	1,149百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	974百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	916百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、2025年2月7日付「特別調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおりに、本調査の結果、短時間訪問事案及び同行者不在訪問事案が存在していたことが判明しました。本件の対象となる部分について過年度の決算を訂正し、再発防止策の実行による運営体制の見直しを行った結果、収益性は一時的に大幅に低下したことから、前事業年度において当期純損失925百万円を計上し、当事業年度においても当期純損失1,656百万円を計上するに至りました。加えて、2026年度診療報酬改定等の外部環境の変化を背景に、現行の事業構造では収益性の確保が困難となる局面にあり、これに伴い、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

また、当事業年度末の借入金のうち、2023年3月14日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当事業年度末現在の借入金残高321百万円）及び2023年9月15日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当事業年度末現在の借入金残高549百万円）に付されている財務制限条項に抵触しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、2027年3月期を構造改革実施期間と位置づけ、以下の対応策を実施してまいります。

①収益モデルの転換

サービス提供の適正化を進め、持続可能な収益モデルへの転換を図ってまいります。

②コスト構造の抜本的見直し

固定費及び変動費の両面からコスト構造を見直し、収益性の改善に取り組んでまいります。

③稼働率向上施策の推進

医療連携及び入居促進の強化を通じて稼働率の向上を図り、収益力の底上げを進めてまいります。

また、資金繰りに関する懸念を解消するため、取引先金融機関からは、「（開示事項の変更）借入金の返済条件の変更及び資金使途の変更に関するお知らせ」のとおりに、2026年4月30日から同年9月30日までの期間、借入金の元本返済を猶予していただいております。今後についても取引先金融機関と緊密に連携し、必要な協議を継続してまいります。

なお、2025年3月21日付「債権の流動化に関するお知らせ」のとおりに、キャッシュ・フローの改善及び財務安全性の向上を目的として債権流動化の契約を締結しております。加えて、2026年2月12日付「代表取締役からの寄付金受入及び特別利益の計上に関するお知らせ」のとおりに、当社代表取締役から財務基盤の強化を目的とした寄付の受入れを行い、当面の事業資金を確保しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(10) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

再発防止策の進捗状況について

当社は、2025年2月7日付「特別調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」及び2025年2月12日付「再発防止策の策定及び関係者の処分に関するお知らせ」において公表した再発防止策に基づき、訪問看護・介護事業に係る運用体制、内部統制、教育体制及びモニタリング体制の整備を進めてまいりました。

2026年5月26日付「再発防止策の進捗状況に関するお知らせ（最終報告）」において公表したとおり、当社取締役会において、再発防止策の運用状況については、主要な制度整備及び運用導入が一巡し、現在は継続的な運用及び改善を行う段階に移行していることを確認いたしました。

なお、今後も通常の内部統制、教育、内部監査及びリスク管理の枠組みの中で、継続的な確認及び改善を行ってまいります。

これらの取組の具体的な内容及び進捗状況は、以下のとおりであります。

1. 推進体制の整備

当社は、訪問看護・介護事業リスク検討委員会を継続的に開催し、再発防止策の進捗確認、運用上の課題整理及び必要な改善対応を行っております。

また、経営陣による施設ラウンド、現場ヒアリング及び外部有識者からの助言等を通じ、現場実態の把握及び法令遵守意識の浸透を図っております。

2. 内部統制の強化・再構築

当社は、電子的記録制度及び共用部カメラを活用した確認体制、複数名による訪問看護計画の確認体制、訪問看護記録に対する確認体制並びに現場ヒアリング体制を整備し、運用しております。

また、管理部門及び内部監査部門においても、教育、確認、改善指導及び監査を継続的に実施しております。

3. 教育体制及びコンプライアンス意識の醸成

当社は、倫理観研修、訪問看護法令研修及び訪問介護法令研修を継続的に実施するとともに、訪問看護に関するマニュアルの改訂及び周知を行っております。

また、懲戒規程の見直し等を通じ、コンプライアンスを重視した運営体制の整備を進めております。

4. 人事評価制度の見直し

当社は、施設単価目標を評価指標から除外した新たな人事評価制度の運用を開始しております。

今後も、運用状況を踏まえ、必要な見直しを行ってまいります。

5. 就寝時間帯の訪問看護運用及びナースコール対応体制の見直し

当社は、就寝時間帯における訪問看護運用の見直しを進めるとともに、全施設における24時間のナースコール対応体制を整備し、運用しております。

6. 今後の対応

当社は、再発防止策として整備した各施策を、今後は通常の事業運営及び内部統制の枠組みの中で継続して運用してまいります。

引き続き、適正な事業運営に努めてまいります。

(11) 主要な本社・支社及び営業所 (2026年3月31日現在)

[本 社] 金沢本社：石川県金沢市二宮町15番13号

東京本社：東京都港区浜松町 2 丁目10-6 PMO浜松町III 9 階

[支 社] 大阪支社：大阪府大阪市中央区平野町 3 丁目 2 番13号 平野町中央ビル 3 階

福岡支社：福岡県博多区博多駅前 3 丁目27-24 博多タナカビル 5 階

地 区	事 業 所 の 所 在 地	事業所数計
北海道	北海道（札幌）	5
関東	東京（足立・板橋・西東京・八王子・世田谷・国立・練馬・中野）、神奈川（相模原・藤沢・横浜・大和）、千葉（船橋・八千代・柏・千葉）、埼玉（さいたま・越谷）	22
中部・甲信越	石川（金沢・野々市・白山・小松・加賀）、富山（富山）、愛知（名古屋）、新潟（新潟）、静岡（浜松）、岐阜（岐阜）	32
関西	大阪（門真・吹田・東大阪・八尾・大阪・堺）、京都（京都）、兵庫（神戸）、滋賀（大津）	11
中四国	岡山（岡山）	1
九州	福岡（福岡・北九州）、熊本（熊本）	5
事業所数 総合計		76

(12) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
3,570名 (83名)	268名増 (9名減)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び嘱託契約の社員）については、年間の平均人員数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 35,220,000株 |
| ③ 自己株式 | 2,787,492株 |
| ④ 株主数 | 7,470名 |
| 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 杏	13,500,000株	41.62%
苗 代 亮 達	3,904,700株	12.04%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	1,919,097株	5.92%
DBS BANK LTD. 700104	1,566,000株	4.83%
JP JPMSE LUX RE UBS AG L ONDON BRANCH EQ CO	1,030,300株	3.18%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	764,800株	2.36%
MSIP CLIENT SECURITIES	373,065株	1.15%
UBS証券株式会社	372,576株	1.15%
GOLDMAN SACHS INTERNATIO NAL	322,235株	0.99%
DBS BANK LTD FOR G. K. GO H STRATEGIC HOLDINGS PTE LTD 700551	320,000株	0.99%
計	24,072,773株	74.22%

- (注) 1. 株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 当社は、自己株式を2,787,492株所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査等委員の状況

(2026年3月31日現在)

氏 名	地 位 ・ 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
苗 代 亮 達	代表取締役社長	株式会社杏 代表取締役
上 野 英 一	取締役コーポレート本部長	－
新 俊 彦	社外取締役	・ クラノス株式会社 代表取締役 ・ オージーウエルネスホールディングス株式会 社 社外取締役 ・ 社会福祉法人尚徳福祉会 理事
山 本 英 博	常勤監査等委員	－
畠 善 昭	監査等委員	・ 税理士法人畠経営グループ 顧問 ・ 株式会社畠フィナンシャル・エージェンシー 取締役 ・ 株式会社青山財産ネットワークス金沢 取締役 ・ 株式会社ケイビイシー 取締役 ・ 株式会社メディカ・コンサルティング 監査役
中 西 祐 一	監査等委員	・ 中西祐一法律事務所 代表弁護士 ・ 高松機械工業株式会社 社外取締役 ・ 株式会社北國銀行 社外監査役 ・ 株式会社石敬木材センター 一時代代表取締役
中 島 恵 子	監査等委員	・ 中島恵子税理士事務所 代表 ・ 株式会社魚金 社外監査役

- (注) 1. 2025年11月11日開催の臨時株主総会において、新俊彦氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役新俊彦氏並びに取締役（監査等委員）山本英博氏、畠善昭氏、中西祐一氏、中島恵子氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、取締役新俊彦氏並びに取締役（監査等委員）山本英博氏、畠善昭氏、中西祐一氏、中島恵子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に定めており、同法第427条第1項に規定の責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役の地位にあるものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。

なお、背任行為、犯罪行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識して行った行為に起因する場合等、保険契約上一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る役員の報酬等の額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、「役員規程」及び「役員報酬制度の基本方針」において取締役の報酬制度を定め、これに基づき報酬額を決定しております。また、監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きにおいて、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるため、社外取締役5名と代表取締役社長で構成される指名報酬諮問委員会を設置し、取締役報酬等に関する決定方針の策定と個人別の報酬等の内容、配分を審議し、取締役会へ答申しております。

具体的な取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定方法は、以下のとおりです。

(a) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び報酬の構成

当社は、2024年5月9日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、役員報酬を基本報酬と業績連動報酬により構成することを決議しております。

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、企業価値の持続的な向上を図る責務があることをより一層明確にし、業績向上へのインセンティブを高めるため、固定報酬としての基本報酬に加え、株主利益と連動した報酬体系とすべく、短期のインセンティブプランとして業績連動報酬を導入しております。なお、基本報酬と業績連動報酬の総額の比率は70：30を目途としております。

監査等委員である取締役の報酬については、その職務に鑑み、業績連動報酬等の導入による監督機能への支障が生じることを避けるため、基本報酬のみで構成されております。

(b)監査等委員でない取締役の個人別の基本報酬(金銭報酬)の決定に関する方針

当社の監査等委員でない取締役の基本報酬は、月例固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準や当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

(c)監査等委員でない取締役の個人別の業績連動報酬(短期インセンティブ)の額又は算定方法に関する方針

業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するために、前期の税引前当期純利益を翌期の業績連動報酬の指標としております。業績連動報酬の額の算定方法は、税引前当期純利益の1～3%且つ50百万円を上限として各取締役の前年度の業績に応じた5段階評価(S～D)を基に算出した業績連動報酬額とし、12分割した金額を、個人別基本報酬(b)に加えて毎月支給することとしております。

ただし、新任取締役は、今年度の期待される業績に応じた評価とすることとしております。また、短期の業績のみならず中長期的な企業価値最大化に向けたサステナビリティへの取り組みのインセンティブとなるよう、「ESGへの取り組み」も評価の対象とすることとしております。

業績連動報酬＝税引前当期純利益×1～3%(上限50百万円)×各取締役の評価率×個人別基本報酬÷基本報酬総額

(d)取締役の報酬の限度額に関する株主総会の決議年月日

2019年6月25日開催の定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額200百万円(ただし、使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議されております。

なお、決議時点の監査等委員でない取締役の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動等 報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	41 (5)	41 (5)	－ (－)	－ (－)	3 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13 (13)	13 (13)	－ (－)	－ (－)	4 (4)

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 社外取締役新俊彦氏は、クラノス株式会社の代表取締役、オージーウエルネスホールディングス株式会社の社外取締役、社会福祉法人尚徳福祉会の理事であります。なお、当社はオージーウエルネスホールディングス株式会社の全額出資子会社であるオージー技研株式会社と、取引基本契約書の締結による通常の取引条件に基づく商取引関係があります。
 - ・ 監査等委員畠善昭氏は、税理士法人畠経営グループの顧問、株式会社畠フィナンシャル・エージェンシーの取締役、株式会社青山財産ネットワークス金沢の取締役、株式会社ケイビイシーの取締役、株式会社メディカ・コンサルティングの監査役であります。なお、当社はこれらの企業との商取引関係はありません。
 - ・ 監査等委員中西祐一氏は、中西祐一法律事務所の代表弁護士、高松機械工業株式会社の社外取締役、株式会社北國銀行の社外監査役、株式会社石敬木材センターの一時代表取締役であります。なお、当社は株式会社北國銀行からの借入による取引関係があります。
 - ・ 監査等委員中島恵子氏は、中島恵子税理士事務所の代表、株式会社魚金の社外監査役であります。なお、当社はこれらの企業との商取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況と期待される効果

氏 名	在 任 期 間	取 締 役 会 へ の 出 席 状 況
新 俊 彦	0年7ヶ月	当期開催の取締役会8回／8回全てに出席しました。
山 本 英 博	3年0ヶ月	当期開催の取締役会23回／23回、監査等委員会17回／17回全てに出席しました。
畠 善 昭	7年11ヶ月	当期開催の取締役会23回／23回、監査等委員会17回／17回全てに出席しました。
中 西 祐 一	7年11ヶ月	当期開催の取締役会23回／23回、監査等委員会17回／17回全てに出席しました。
中 島 恵 子	3年0ヶ月	当期開催の取締役会23回／23回、監査等委員会17回／17回全てに出席しました。

(注) 社外取締役新俊彦氏は、2025年11月11日開催の臨時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

当社の社外取締役は5名であり、このうち新俊彦氏を除く山本英博氏、畠善昭氏、中西祐一氏及び中島恵子氏の4名は監査等委員であります。

まず、監査等委員でない社外取締役である新俊彦氏は、厚生労働省を中心に、地方自治体、環境省、内閣府などにおける行政経験を通じて、介護・医療分野に関する幅広い見識と実績を有しており、これらの見識及び実績を活かし、客観的かつ独立的な立場から経営全般に係る助言及び提言を行っております。

一方、監査等委員である社外取締役4名は、幅広い経験と豊富な見識に基づき、客観的な視点で経営を監視し、経営の透明性を高める重要な役割を担っております。

監査等委員である社外取締役の山本英博氏は、事業会社における監査等委員の経験と経営に関する幅広い見識を有しており、客観的かつ独立的な立場から経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

同じく監査等委員である社外取締役の畠善昭氏は、税理士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

また、監査等委員である社外取締役の中西祐一氏は、弁護士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

さらに、監査等委員である社外取締役の中島恵子氏は、税理士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、次のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めております。

(1) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築に関する基本方針）

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
サンウェルズのミッション『福祉の職場をもっと魅力的に！』『介護サービスに進化と変化を！』『未来を作る「人」を育成する！』を前提に「経営理念」、「行動指針」に則り行動する。
 - (a) 持続可能かつ健全な企業経営を実現するため、経営層の責任と役割を明文化し、ガバナンスの実効性を高めることを目的として、「ガバナンス行動指針」を定める。
 - (b) リスクマネジメント及びコンプライアンスに関わる基本的な事項を定めるため、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス基本規程」を定めるとともに、代表取締役を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムの整備・運用、リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案・推進を図り、全社横断的なコンプライアンス体制を整備する。
 - (c) 指名報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る。
 - (d) 特別委員会を設置し、取締役会における監督強化を行うとともに、少数株主の利益保護に努める。
 - (e) サステナビリティ委員会を設置し、社会と企業の持続可能性の両立を目指した企業活動を推進する。
 - (f) コンプライアンスの徹底を図るため、役職員向けの研修を定期的実施する。また、研修内容については外部専門家の助言も受けつつ継続的に見直す。加えて、コンプライアンスプログラムの適切な運用につき監査等を行う。
 - (g) 内部通報制度の整備・運用を通して、法令上・企業倫理上の問題等に関する情報の早期把握及び解決をはかる。また、内部通報窓口の認知向上を目的として、定期的な周知活動（説明会、カード配布、掲示物更新等）を実施し、その実施状況を管理部門にて記録・保存する。
 - (h) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然とした対応をし、その活動を助長する行為に関与しない。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制
取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」「諸規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。
 - (a) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、及びそれらの関連資料

- (b) 社内の重要会議の議事録及びその関連資料
 - (c) 稟議書及びその他重要な社内申請書類
 - (d) 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 「リスク管理規程」に基づき、当社の事業活動に影響を及ぼすリスクを統合的・一元的に管理する体制を構築する。
 - (b) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク分析・把握・防止・管理等を行う。また、当該「重大リスク」に係るリスク項目の見直しを年1回実施する。
 - (c) 緊急事態の発生、あるいは発生のおそれに関する報告を受けた場合は、臨時のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会をすみやかに開催し、対応方針を検討するとともに、事態の収束後すみやかに再発防止策の策定等を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 毎週経営会議を開催し、経営戦略決定の迅速化、経営監督体制・業務執行体制を強化する。
 - (b) 定例取締役会以外に、必要時は臨時取締役会を随時開催するものとする。
- ⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査等委員は取締役と協議の上で必要とする監査等委員スタッフを置くことが出来る。
 - (b) 監査等委員スタッフは専任とし、人事考課は監査等委員が行い、異動は監査等委員の同意を得る。
 - (c) 監査等委員会の実効性を確保するため、監査等委員と内部監査部門との定例的な意見交換会を実施する。また、監査等委員の要請により、外部専門家の支援を受けることが出来る体制とする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制及びその他監査等委員への報告に関する体制
- (a) 監査等委員は重要な会議に出席し、職務の執行状況の聴取及び関係資料の閲覧を行うことが出来る。
 - (b) 取締役は著しい影響・損害が発生する恐れがある場合、速やかに監査等委員に報告しなければならない。
 - (c) 取締役及び使用人は、監査等委員が報告を求めた場合、迅速に対応しなければならない。

- (d) 行政当局等の外部からの指摘・通報に係る事項については、監査等委員会への速やかな報告を義務付ける。
- ⑦ その他監査等委員監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員は重要文書を閲覧し、取締役や使用人に説明を求めることが出来る。
 - (b) 監査等委員は代表取締役との定期的な意見交換会を実施するとともに、内部監査部や会計監査人と連携する。
 - (c) 監査等委員会は、必要に応じてその判断で外部専門家を起用する。
- ⑧ 内部統制システムの継続的見直しに関する事項
 - (a) 内部統制システムは、社会情勢、法令改正、社内不祥事の発生、行政当局等の外部からの指摘等を踏まえ、定期的または必要に応じて見直す。
 - (b) 代表取締役社長は、上記の事象を認識した際、すみやかに経営会議および取締役会において内容を報告し、内部統制システムの見直しの必要性を検討のうえ、必要な改訂を提案する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社は「取締役会規程」に定時取締役会を毎月1回開催と定めており、当事業年度において取締役会は23回開催されております。また、社内規程などは随時見直しを行い、改善するとともに、その内容を周知し、全従業員が常時確認できるようにしております。
- ② 監査等委員会は17回開催され、全員が監査等委員である社外取締役により構成されております。監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに取締役（監査等委員である取締役を除く）、内部監査部との間で意見交換を行っております。
- ③ 内部監査部は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

(3) 反社会的勢力の排除に向けた取組み状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供いたしません。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (a) 社内規程の整備状況
当社では、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を定め、全役職員が本規程を遵守するとともに、反社会的勢力マニュアル及び取引先に対する反社会的勢力調査マニュアル等を整備し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
 - (b) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、総務部に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しており、利益配分につきましては、成長投資のための内部留保を勘案しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当（3月31日基準日）及び中間配当（9月30日基準日）の年2回を基本的な方針としており、このほか基準日を定めて剰余金を配当することができる旨、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当期純損失1,656百万円を計上していることを勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,448	流動負債	7,084
現金及び預金	4,092	買掛金	209
売掛金	4,923	短期借入金	572
商品	2	1年以内償還予定社債	15
仕掛品	2	1年以内返済予定長期借入金	1,039
貯蔵品	15	債権流動化に伴う支払債務	1,516
前渡金	23	リース債務	378
前払費用	149	未払金	1,603
未収還付法人税等	113	未払費用	453
その他	127	前受金	1
貸倒引当金	△1	預り金	50
固定資産	36,185	前受収益	6
有形固定資産	35,094	賞与引当金	1,233
建物	10,973	その他	4
構築物	422	固定負債	31,576
機械及び装置	96	社債	30
工具、器具及び備品	819	長期借入金	4,541
土地	883	リース債務	22,535
リース資産	21,669	退職給付引当金	314
建設仮勘定	229	診療報酬返還に伴う負債	3,207
無形固定資産	15	資産除去債務	612
ソフトウェア	10	その他	335
その他	5	負債合計	38,661
投資その他の資産	1,075	(純資産の部)	
出資金	0	株主資本	6,932
長期貸付金	45	資本金	35
破産更生債権等	1	資本剰余金	8,633
長期前払費用	75	その他資本剰余金	8,633
繰延税金資産	52	利益剰余金	△1,730
その他	901	利益準備金	8
貸倒引当金	△1	その他利益剰余金	△1,739
		繰越利益剰余金	△1,739
		自己株式	△5
		新株予約権	39
		純資産合計	6,972
資産合計	45,633	負債・純資産合計	45,633

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		28,136
売上原価		25,372
売上総利益		2,763
販売費及び一般管理費		3,987
営業損失(△)		△1,223
営業外収益		
受取利息及び配当金	8	
補助金収入	164	
助成金収入	18	
保険金収入	50	
その他	39	281
営業外費用		
支払利息	1,196	
その他	29	1,226
経常損失(△)		△2,168
特別利益		
寄付金収入	1,000	1,000
特別損失		
固定資産除却損	6	6
税引前当期純損失(△)		△1,175
法人税、住民税及び事業税	148	
法人税等調整額	332	481
当期純損失(△)		△1,656

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

株式会社サンウェルズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小松 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大枝 和之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石橋 智己

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンウェルズの2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ なお、事業報告に記載のとおり、訪問看護事業の不適切請求に関する再発防止策の運用状況については、主要な制度整備及び運用導入が一巡し、現在は継続的な運用及び改善を行う段階に移行していることを確認しております。会社は、今後も通常の内部統制、教育、内部監査及びリスク管理の枠組みの中で、継続的な確認及び改善を行っていくとしております。監査等委員会としては、引き続き内部管理体制の改善状況を監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月15日

株式会社サンウェルズ 監査等委員会

監 査 等 委 員 山 本 英 博
監 査 等 委 員 島 善 昭
監 査 等 委 員 中 西 祐 一
監 査 等 委 員 中 島 恵 子

(注) 監査等委員山本英博・島 善昭・中西祐一及び中島恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

ESG

topics



サステナブルな課題への 取り組みを本格化

当社は持続可能な社会の実現に向けた考えを明確化し、継続的に実施すべく、
2023年4月に『サステナビリティ委員会』を設立し、これまでとこれからの
取り組みについて下記のようにまとめました。

環境

Environment



環境に配慮したPDハウス

- ・自家消費型太陽光発電の導入
- ・GHG（温室効果ガス）排出量の算定
- ・クラウド活用によるペーパーレス化推進
- ・長期使用可能なステンレス製ゴミ箱の配置
- ・99%再生材ごみ袋使用によりCO₂排出削減に貢献

社会

Social



パーキンソン病患者の看護・介護のニーズに応えるPDハウス

- ・社内資格制度による介護従事者の知識・技術の高水準化・均一化、
大学病院と定期勉強会実施
- ・健康経営の推進による、企業価値の向上と従業員の健康・労働環境への
一層の配慮を実現

統治

Governance



ガバナンス・リスクマネジメント・コンプライアンスの徹底

- ・不正請求対策の構築（施設長、本社管理部門による二重チェック体制）
- ・施設・居室に見守りカメラ設置（不適切ケア牽制）
- ・金融商品取引法に基づいた監査法人による監査等、第三者評価機関による評価を実施

サンウェルズ サステナビリティ基本方針

あらゆる人々が輝く社会を実現するために、
サンウェルズは進化と変化を続けます。

進行性難病によりご家庭での生活が困難になった方や、これまで専門医による診療や十分なリハビリテーション、24時間体制の看護を受けることができなかった方々にも、安心して生活できる場を提供し、QOL（Quality of Life：日々の生活の質）を改善していただきたい——。その思いから、サンウェルズはパーキンソン病専門施設「PDハウス」の運営をはじめとした事業展開により、医療・介護を取り巻く社会問題の多面的な解決に挑戦しています。「自らが輝き、人を元気にする」という経営理念に基づき、皆様の生活、地域や環境の未来、そして介護業界の将来を照らし続けることで、あらゆる人と環境が調和し共存できる、輝く社会づくりに尽力してまいります。

下記で当社のサステナビリティに関する取り組みを記載しております。



◀ **当社 WEB サイト**
サステナビリティページ

<https://sunwels.jp/pdh/sustainability/>

